

# 丸亀市景観計画

丸亀市



## 丸亀市景観計画 目次

1	はじめに	1
1-1	景観計画の目的	1
1-2	景観計画の位置づけと構成	2
2	丸亀市の景観特性	4
2-1	丸亀市の景観を構成する要素	4
2-2	景観特性	12
3	景観形成の目標・施策・方針	27
3-1	景観形成の目標	27
3-2	景観形成の施策	32
3-3	エリア別の景観形成の方針	44
4	景観計画区域の設定	53
4-1	景観計画区域	53
4-2	眺望景観への配慮	54
5	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	56
5-1	届出対象行為	56
5-2	景観形成基準	57
5-3	良好な景観形成のための広告物の制限に関する事項	60
6	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	61
7	景観重要公共施設の整備に関する事項	61
8	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	62
9	景観形成の進め方	63
9-1	推進体制・方策	63
9-2	評価・見直しの実施	65



# 1 はじめに

## 1-1 景観計画の目的

本市では、快適な都市づくりを基本として、丸亀らしい都市像を高めるため、地域や都市全体の空間のあるべき構造を明らかにしながら景観形成を進めるものとして、平成8年(1996年)に「丸亀市都市景観形成基本計画」を策定した。その後、環境と共生するまちづくりや安心・安全のまちづくり、各地で高まる様々な市民活動など、総合的なまちづくりの中で景観形成を考えていくことが必要とされ、平成16年(2004年)に「景観法」が制定された。

また、本市では、平成23年(2011年)に景観法に基づく内容を定めた「丸亀市景観計画」を策定した。そして、景観計画策定後、10年を迎え、まちづくりにおける景観形成の意義を再確認した上で、計画の見直しと具体的な施策展開のあり方についての検討をすることとした。

景観形成はまちづくりにおいて多様な意義を持つこと、景観は様々なアクティビティの結果として立ち現れるものであることから、景観形成には総合的なアプローチが求められる。そのためには、景観を身近なものと感じながら意識を高め、その必要性や重要性を理解したうえで、誰もが自ら良好な景観形成に向けた取組に携わることが必要となる。

そこで、景観形成に関する考え方を幅広い視点からとらえ、各主体の協働と連携の取組をさらに多角的に進めていくために、丸亀市都市景観形成基本計画における考え方も継承しつつ、景観法に基づく内容はもとより、総合的な視点のもと、これからの丸亀市の良好な景観形成に向けた考え方や進め方などを示すことを目的として丸亀市景観計画を改定する。

### 【SDGs との関係性】

SDGs とは、平成27年(2015年)9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの中に掲げられている17の目標のことである。世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困・格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するために、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標とされている。

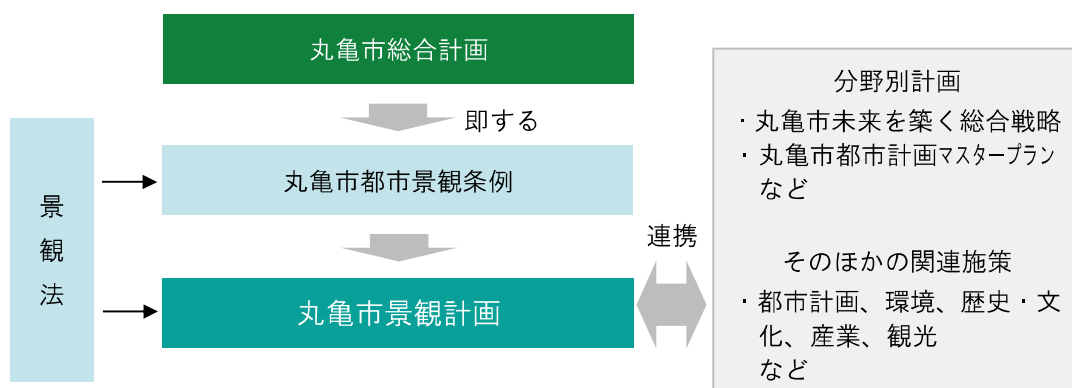
わが国では、令和2年(2020年)12月にSDGs推進本部が策定した「SDGsアクションプラン2021」において、コロナ禍からのよりよい復興と新たな時代への社会変革のために、SDGsの達成に向けた取組を加速するとしており、「SDGs実施方針」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映するなど、推進体制を確立することを期待しているところである。そうしたことから、本計画についても、SDGs達成に貢献できるよう、推進していくこととする。



## 1-2 景観計画の位置づけと構成

本計画は、本市の政策の最上位計画である「丸亀市総合計画」に即し、その将来像に沿って策定された各計画等とも相互に連携を図るものとなる。

景観計画の内容は、都市景観の形成に関わる基本的かつ包括的な方針や総合的な施策内容と、景観法に基づく規制誘導等の内容を併せ持ったものとする。



## ■ 景観計画の構成

